

第 7 0 7 号
平成25年 3 月 10 日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市会計規則の一部を改正する規則	1	1
・天理市議会議員に対する政務調査費の交付手続に関する規則の一部を改正する規則	2	3
・天理市契約規則の一部を改正する規則	3	3
訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	1	3
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	39	4
・放置自転車等の保管について	40	5
・放置自転車等の保管について	41	5
・放置自転車等の保管について	42	5
・放置自転車等の保管について	43	6
・公示送達について	44	6
・放置自転車等の保管について	45	6
・放置自転車等の保管について	46	7
・放置自転車等の保管について	47	7
・放置自転車等の保管について	48	8
・放置自転車等の保管について	49	8
・放置自転車等の保管について	50	8
・放置自転車等の保管について	51	9
・放置自転車等の保管について	52	9
・放置自転車等の保管について	53	10
・放置自転車等の保管について	54	10
・放置自転車等の保管について	55	10
・放置自転車等の保管について	56	11
・平成25年第 1 回天理市議会定例会の	57	11

招集について		
・放置自転車等の保管について	58	11
・放置自転車等の保管について	59	12
・放置自転車等の保管について	60	12
・放置自転車等の保管について	61	13
・放置自転車等の保管について	62	13
・公示送達について	63	13
・放置自転車等の保管について	64	14
・放置自転車等の保管について	65	14
・放置自転車等の保管について	66	14
・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	67	15
・放置自転車等の保管について	68	15
公 告		
・農用地利用集積計画について	4	15
教育委員会		
・定例教育委員会の招集について	2	15
・天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	1	16
・定例教育委員会の招集について	3	16
農業委員会		
・農業委員会の招集について	3	16
選挙管理委員会		
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	1	16
・選挙人名簿の縦覧場所について	2	17
公営企業		
・平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	3	17

規 則

(平成25年 2 月 21 日 掲 示 済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月 21 日

天理市規則第 1 号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 管財係長及び係員
総務部総務課 入札審査室	担当課長	総務部総務課 入札審査室	(現) 審査係長及び係員

」

を

「

総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 管財係長及び係員
		総務部総務課 入札審査室	(現) 審査係長及び係員

」

に改める。

別表第 2 中

「

総務課	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る徴収金の収納	(現) 管財係長及び係員
総務課入札審査室担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員

」

を

「

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	

	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に 係る徴収金の収納	(現) 管財係長及び係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員

に改める。

附 則

この規則は、平成25年 2 月22日から施行する。

(平成25年 2 月28日 掲示済)

天理市議会議員に対する政務調査費の交付手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月28日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 2 号

天理市議会議員に対する政務調査費の交付手続に関する規則の一部を改正する規則

天理市議会議員に対する政務調査費の交付手続に関する規則（平成13年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

第 2 条から第 4 条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月 1 日 掲示済)

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 1 日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 3 号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の 2 項を加える。

3 令第167条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する契約（以下「特定随意契約」という。）に係る手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の公正性及び透明性を確保するため必要があると市長が認める事項を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

4 前項に規定するもののほか、特定随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 2 月21日

別表 2 総務課の項中

「

総務課	文書管理
	市公報の発行
	市例規集の整理
	財産管理
	庁舎管理
	物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令
	不用品の処分
	物品の規格及び単価表
総務課 入札審査室	入札資格審査
	不正行為の排除
	建設工事の検査員の選定

を

「

総務課	文書管理
	市公報の発行
	市例規集の整理
	財産管理
	庁舎管理
	物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令
	不用品の処分
	物品の規格及び単価表
総務課 入札審査室	入札資格審査
	不正行為の排除
	建設工事の検査員の選定

に改める。

附 則

この規程は、平成25年 2 月 22 日から施行する。

告 示

(平成25年 2 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2 月 6 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 2 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 2 月 6 日から平成25年 4 月 6 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）

- ア 移動費 2,000円
- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年2月7日揭示済）

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月7日から平成25年4月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成25年2月8日揭示済）

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月8日から平成25年4月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成25年2月12日揭示済）

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月12日から平成25年4月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月12日揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月12日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町239番地先1 放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月12日から平成25年4月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月13日揭示済)

天理市告示第44号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年2月13日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年2月13日揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年2月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月13日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町510番地先3 放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月13日から平成25年4月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月14日揭示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年2月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月14日から平成25年4月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月14日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年2月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年2月14日
- 3 移動対象区域
天理市嘉幡町521番地先1 放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月14日から平成25年4月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月14日掲示済)

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月14日

3 移動対象区域

天理市三島町139番地先3 放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月14日から平成25年4月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月15日掲示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月15日から平成25年4月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月18日掲示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月18日から平成25年4月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月19日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月19日から平成25年4月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月19日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年2月19日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町334番地先8放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月19日から平成25年4月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年2月20日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年2月20日から平成24年4月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月21日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年2月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年2月21日から平成25年4月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年2月22日揭示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月22日から平成25年4月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月25日揭示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月25日から平成25年4月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月26日揭示済)

天理市告示第57号

平成25年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月26日

天理市長 南 佳 策

記

1 期 日 平成25年3月5日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成25年2月26日揭示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月26日から平成25年4月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月26日揭示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月26日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町215番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月26日から平成25年4月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年2月26日揭示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年2月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年2月26日

3 移動対象区域

天理市杉本町342番地2先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年2月26日から平成25年4月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 2 月27日 掲示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2 月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 2 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 2 月27日から平成25年 4 月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 2 月28日 掲示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 2 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 2 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 2 月28日から平成25年 4 月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 2 月28日 掲示済)

天理市告示第63号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年 2 月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の

送達があったものとみなす。

(平成25年3月1日揭示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月1日から平成25年4月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月1日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成25年3月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年2月28日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月1日から平成25年8月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年3月4日揭示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年3月4日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月4日から平成25年5月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月5日揭示済)

天理市告示第67号

地方税法第416条の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成25年3月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 縦覧期間 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)
- 2 縦覧場所 天理市役所税務課

(平成25年3月5日揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月5日から平成25年5月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年3月1日揭示済)

天理市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年3月1日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年2月7日揭示済)

天教告示第2号

平成25年2月13日午前9時30分から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年2月7日

天理市教育委員会
委員長 藤田多枝

(平成25年2月13日揭示済)

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年2月13日

天理市教育委員会
委員長 藤田多枝

天理市教育委員会規則第1号

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第19条の4 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うにあたっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。
- 4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年2月26日揭示済)

天教告示第3号

平成25年3月5日午後2時00分から3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年2月26日

天理市教育委員会
委員長 藤田多枝

農業委員会

(平成25年2月28日揭示済)

天農委告示第3号

平成25年3月4日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成25年2月28日

天理市農業委員会
会長 藏本純次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 平成24年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価（案）について
議案第6号 平成25年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について
議案第7号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成25年2月6日揭示済)

天選告示第1号

平成25年3月10日 日曜日

天理市公報

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年3月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年2月6日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年2月6日揭示済)

天選告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成25年2月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年2月6日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

公営企業

(平成25年2月26日揭示済)

天理市上下水道局公告第3号

平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年2月26日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

記

	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第1処理分区	櫛本町の一部
大和川第8処理分区	三味田町の一部
天理北第9処理分区	稲葉町の一部